

## 指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県立長岡屋内総合プール条例（平成17年新潟県条例第43号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定により、次のとおり指定管理者を募集する。

令和4年7月22日

新潟県知事 花 角 英 世

### 1 募集する事項

#### (1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立長岡屋内総合プール

イ 対象業務

(ア) 条例第2条に掲げる屋内総合プールの事業の実施に関する業務

(イ) 条例第8条に規定する使用の承認に関する業務

(ロ) 条例第9条に規定する使用承認の取消し等に関する業務

(ハ) 屋内総合プールの施設及び設備の維持管理に関する業務

(ニ) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

#### (2) 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

### 2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は法人等が構成する共同体（以下「共同申請」という。）とし、個人での申請は受け付けない。また、申請者（共同申請の構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県の指名停止を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により、更生又は再生手続きを行っていないこと。

(6) 法人税、消費税、地方消費税及び県税等を滞納していないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等及びその役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。

単独で申請する法人等は、他の共同申請の構成団体になって申請することはできない。また、共同で申請する法人等は、他の共同申請の構成団体となり、又は単独で申請することはできない。

なお、共同申請する場合は、申請時に共同体を結成し、代表の法人等を定めること。

### 3 募集に関する必要な事項を示す場所等

#### (1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県観光文化スポーツ部スポーツ課スポーツ施設係

電話番号 025-280-5935（直通）

#### (2) 募集要項の配布方法

令和4年7月22日（金）から8月19日（金）までの間、新潟県スポーツ課ホームページからダウンロードして入手すること。

#### (3) 申請書類の提出期間

令和4年8月22日（月）から8月31日（水）午後5時まで

### 4 その他

(1) 失格 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。また、申請書類に不備がある場合並びに新潟県立長岡屋内総合プール指定管理者審査委員会委員及び本募集に関わる県職員に対して、本募集に係る接触

の事実が確認された場合は、失格とする場合がある。

- (2) 指定管理者候補の選定 審査基準に基づく新潟県立長岡屋内総合プール指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。